

○阿蘇市農林水産物処理加工施設条例

平成18年8月10日

阿蘇市条例第38号

阿蘇市農林水産物処理加工施設条例(平成17年阿蘇市条例第152号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市農林水産物処理加工施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 阿蘇市の農産物の付加価値を高めるため、地元農産物を利用した特産品、手づくり品の製造加工及び試作研究に取り組み、農家所得の向上と就業機会の確保を図るため、阿蘇市農林水産物処理加工施設(以下「加工施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市農産加工所	阿蘇市一の宮町宮地2279番地
阿蘇市農林水産物処理加工施設	阿蘇市一の宮町宮地538番地1
阿蘇市農畜産物処理加工施設	阿蘇市小里781番地

(管理)

第4条 加工施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じた最も効率的な運営に努めなければならない。

(業務)

第5条 加工施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地元農産物を利用した特産品、手づくり品の製造加工及び試作研究に関する業務
- (2) 農家所得の向上と就業機会の確保に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第6条 加工施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 年末年始(12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日まで)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第7条 加工施設の開館時間は、午後9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用許可)

第8条 加工施設の施設及び設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の対象者)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、加工施設の使用許可の対象者は、原則として阿蘇市在住者、又は市長が特に必要と認める者とする。

(使用義務)

第10条 第8条第1項で使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(使用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、加工施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設、又は備品を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 感染症疾患又はその他の病気で他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の不還付)

第13条 納付された使用料は、還付しないものとする。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 市長、又は関係係員の指示に従わなかったとき。
- (3) 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(原状回復)

第16条 使用者は、加工施設の使用が終わったときは、清掃及び整理整頓に努め、使用した施設及び設備を原状に復さなければならない。

2 塵芥等については、使用者が持ち帰るものとする。

(指定管理者による管理)

第17条 加工施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、加工施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条、第10条、第11条及び第15条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が加工施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が加工施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第18条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第19条 第12条の規定にかかわらず、加工施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に加工施設の施設及び設備の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第12条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金の減免又は還付をすることができる。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により加工施設の施設又は設備等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部、又は一部を免除することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市農林水産物処理加工施設条例第3条第2項及び阿蘇市はな阿蘇美条例第4条の規定により管理を委託している阿蘇市農林水産物処理加工施設及び阿蘇市農畜産物処理加工施設の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

- 1 阿蘇市農産加工所

区分	9時～13時	13時～17時
----	--------	---------

使用料	1,540円	1,540円
阿蘇市在住者以外の者の利用については、倍額とする。		

2 阿蘇市農林水産物処理加工施設

区分	1時間当たり	1日当たり	1ヶ月当たり
使用料	600円	5,000円	100,000円
阿蘇市在住者以外の者の利用については、倍額とする。			

3 阿蘇市農畜産物処理加工施設

区分	名称	金額	備考
使用料	豆腐製造室	3,000円	金額については日額とし、冷蔵設備等の利用を含むものとする。
	納豆製造室	3,000円	
	味噌製造室	4,000円	
	漬物製造室	3,500円	
	冷凍食品製造室	14,000円	

(注)金額については、消費税額を含むものとする。